

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第二十六号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

- 一 徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成二十一年徳島県条例第三十一号）第六条
- 二 徳島県公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を要する場合を定める条例（昭和四十一年徳島県条例第七十一号）
- 三 徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）第五条

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。